

# 箕面市市民安全LINE運用ポリシー

## 1. 目的

本ポリシーは、箕面市ブログ、アプリ及びSNSによる情報発信に関する要綱第6条に定める箕面市市民安全LINEの運用に関する事項について定めます。

## 2. 基本方針

箕面市市民安全LINEは、市民の安全に関わる情報を発信し、防災及び防犯に役立てていただくことを目的とします。

箕面市市民安全LINEは、専ら情報発信を行うものとし、原則として、返信等はありません。また、箕面市市民安全LINEから発信する内容は、利用者に見やすくわかりやすい表現となるよう努めます。

ご意見・お問い合わせについては、市ホームページ「ご意見箱(<https://www.city.minoh.lg.jp/shisei/iken/ikembako.html>)」をご利用下さい。

## 3. 運用方法

箕面市市民安全LINEは、総務部市民安全政策室が以下のとおり運用します。

### (1) 発信する情報

- ・地震や風水害時の避難所開設情報等の災害情報
- ・子どもへの声かけ事案等の犯罪につながりそうな情報
- ・犯罪被害に遭わないための犯罪対策情報
- ・認知症の高齢者等の迷い人情報 など

### (2) 緊急時等における対応

その他、緊急対応が必要とされる場合は、市民の安全・安心を確保する観点から、国、他の自治体、関係機関が発信する関連情報についても、必要に応じて発信する場合があります。

## 4. 免責事項

・箕面市市民安全LINEの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、利用者が箕面市市民安全LINEの情報をういて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

・箕面市市民安全LINEに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

・転載等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は本市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、本市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

## 5. 著作権について

箕面市市民安全LINEの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、市に無断で複製・転載等を行うことはできません。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示してください。

## 6. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は箕面市ホームページに掲載します。また、本ポリシーは必要に応じて事前に告知なく変更する場合があります。